

国土審議会第3回大都市圏制度調査専門委員会 議事概要

1. 日時：平成18年5月9日（火）18:00～20:30
2. 場所：中央合同庁舎2号館低層棟共用会議室2A・2B
3. 出席委員：
林良嗣委員長、浅見委員、石川委員、大河原委員、高橋委員、内藤委員、中川委員、林宜嗣委員、吉沢委員（計9名）
4. 議事（概要）
 - ①議題(1) 浅見委員提出資料について（計画実施体制について）
 - ②議題(2) 中川委員提出資料について（新しい公共財の供給システムについて）
 - ③議題(3) 大都市圏整備計画制度について
浅見委員、中川委員及び事務局からの説明後、委員による意見交換が行われた。
5. 主な発言内容
 - 前回の委員会議論を踏まえた留意点について
 - ・ 時代の変化に対応した柔軟な制度にするためには、都市の今の姿だけではなく、どの方向に向かっているのか考える必要がある。都市の発展段階に応じ次にどのような問題が起こりうるのかある程度推測して対応すべきではないか。
 - ・ 東京一極集中については、それを強調しすぎる必要はなく、都市問題の一つの類型として一般化して考えるべき。
 - ・ 東京の過密問題も人口は過密ではなく、建物が雑然としていることが問題。
 - ・ 大阪の衰退も直近の問題だけではなく、長いスパンで検討すべき。
 - 計画実施体制について
 - ・ 現在の広域調整は、ガバナンスの不足、調整の動機付けの希薄、負担調整の仕組みの未整備、影響圏域と意思決定者の統括圏域の不一致等の課題がある。
 - ・ 広域調整は、権限の付与の仕方、調整動機（調整できないと負担感がある、調整が成功すると高い便益感がある仕組み）に注意する必要がある。
 - ・ テーマ別に擬似的な合併の仕組みを考えるということ。
 - ・ 例えば東京都のCO2排出に関し群馬県の緑地を保全し、群馬県に応分の負担をするということも考えられる。
 - ・ 調整範囲の設定の仕方が重要。コンパクトシティを進めたときに、集約化された都心部は当然利益があるが、撤退したところについても衰退するのではなく緑の保全等にインセンティブが働く仕組みを考えるべき。
 - ・ 広域調整は何を問題とするのか。合併すれば問題が解決するのではないか。範囲の経済が働き、それぞれに相互に補完する機能を置くような調整をすれば解決するのではないか。
 - ・ 実際には調整コストが高くなるのではないか。入札により自治体の支払意思額を示させることにより調整コストを減らすことができるのではないか。

- ・ 広域緑地計画をつくるときはその範囲をどうするかが問題になる。流域で考えることが多い。
- ・ 開発利益の地域還元は狭い範囲では考えやすいが広域では難しい。臨海部の規制緩和で容積率 1000%の開発がされるがその利益を一部の企業等が受けてしまっているのか。水や緑の環境インフラへどう還元するのか。環境税は広く薄くなり受益の関係が曖昧になってしまう。応分の負担ができる調整の仕組みを考えるべきではないか。

○ 新しい公共財の供給システムについて

- ・ エリアマネジメント組織は財源調達等を一部の企業に依存している状況。
- ・ 効率的で快適な CBD（セントラルビジネスディストリクト）の創造は都市圏全体の活力につながる。その際、多様なビジネスニーズに対応するためには、新しい公共財、新しい供給主体の検討が有効。地理的カテゴリーに縛られない受益者からの負担を考える必要があるのではないか。その際、シードマネーを用いることにより自発的な公共財供給を促進することができるのではないか。
- ・ 支払意思額は実験と現実で異なることが多い。シードマネーがあっても一定額を確保することは難しいのではないか。
- ・ 地方の交付税を留保して調整できたら財源措置するという仕組みは考えられないか。
- ・ 受益が特定できる課題であれば寄付よりも料金を徴収すればよいのではないか。受益者を特定できない課題についてどうするかが問題ではないか。
- ・ シードマネーをどう集めるのかが課題ではないか。
- ・ 関西では広域連合を検討しているが、広域連合には課税権もなく、国からの資金の受け皿にもなれない。広域連合が資金の受け皿になり、ファイナンスできるような仕組みができれば広域調整が進むのではないか。
- ・ 大丸有地区では、企業が自らの地代が上がるため、無料でも地区整備するインセンティブが働く。このような場合は彼らに任せておけばよいのではないか。
- ・ NPO 法人、中間法人が全て善という考え方は疑問。むしろ民業圧迫を圧迫し市場をゆがめている面はないか。
- ・ ロンドンではインナーシティ問題が大きく、このようなところへ自発的な公共財供給システムが働くと有用ではないか。また、郊外部の緑の保全についてもシードマネーのシステムが働くようなことが考えられないか。
- ・ 川崎の臨海部で工場立地法による緑地率 20 %の確保が問題となっている。受益が実感できないところでも対応できる仕組みがあるとよい。
- ・ 自治体の中に小さな自治体をつくるイメージか。業務核都市の整備等において受益者から負担させる仕組み、特区のような仕組みが考えられないか。

○ 大都市圏整備計画制度について

- ・ 大都市圏の問題は何で、それにどう対応するのか、制度をどう見直すのかがこの専門委員会の課題ではないか。大都市の問題・制度と、広域地方計画との関係をどう整理するのが重要な課題ではないか。

- ・ 自治体の行政界を超えた公共財の供給について5 W 1 H を明確にすることは今後
も必要なことではないか。広域地方計画で行うのか大都市圏計画で行うのかは議論が
あるだろうが、パブリックが整備することについて一覽性をもって示すことは重要で
はないか。その上で広域調整システム等の制度を考えていくのではないか。
- ・ 広域地方計画協議会がどう機能し、その中で三大都市圏でどういう議論がなされる
のか。大都市圏制度は大都市圏特有の問題について広域地方計画ではカバーされない
ところを付加的に対応するというのではないか。災害、環境など、大都市圏として
のニーズが高い課題について調整できるシステム等が考えられないか。
- ・ 大都市圏計画は国が整備計画を策定し県が建設計画を策定するが、施設の影響圏域
と計画策定者の統括圏域の不一致の問題が発生していないか。
- ・ 広域地方計画協議会は国の支分部局と都府県とが主体となって計画を策定するが、
地域エゴが働くおそれがあるのではないか。調整機能が働くかどうか。
- ・ 広域的課題については広域地方計画で対応し、都道府県内の課題については都道府
県に委ね、大都市圏については大都市圏固有の問題について考えるべきだろう。その
際、首都圏については国全体をマネジメントするという視点もあるかもしれない。計
画自体は一つでいいのではないか。
- ・ 広域地方計画には実施手段がないのか。大都市圏制度がなくなると近縁制度もなくな
ってしまうのか。
- ・ 大都市圏制度が創設されたときと現在とでは問題が異なる。かつては分散の受け皿
として対象地域が設定されていたのではないか。現在は通勤圏、行動エリアを一つの
まとまりとして考え、市街地の連たん、インナーシティ問題、郊外部の問題、高齢化、
行政区域を超えたファイナンスによる調整など新たな課題にどう対応していくか。人
口減少下での大都市圏の問題を考える必要があるのではないか。広域地方計画との一
本化は難しいのではないか。
- ・ 首都圏は全国的な影響がある問題ではないか。
- ・ 有機的な都市圏をどうとらえるか。人口規模ごとにどう対応するのか考えられるの
ではないか。
- ・ 都市圏に関する計画について、横の範囲の検討に加え、縦の範囲をどう考えるか。
計画を一筆の土地まで落としていくにはどうするか。その際、インフラ整備やエンジ
ン（制度）を考えていく必要があるだろう。エンジンを効かせる仕組みは広域地方計
画にはないのではないか。
- ・ 大都市圏制度の検討状況によっては逆に広域地方計画の検討に働きかけることが必
要になるかもしれない。
- ・ 計画において5 W 1 H が明らかになっていないことは重要な問題か。計画とはそ
のようなものではないか。

(以上)